

許容可能な不正義？

——非理想理論における腐敗の問題

佐野 亘

Abstract:

The importance of non-ideal theory is recognized and actively discussed in normative theory study in recent years. It is because the significant difference has been recognized between designing ideal justice with the premise of good conditions, and designing a practical measure in less favorable conditions. As theoretical study progress, however, little studies have been made to apply such theory on an exact case. The problem of corruption should be a suitable issue to examine such justice under non-ideal condition. This study 1) outlines and examines discussions on non-ideal theory, aiming to explore a more suitable theoretical framework, then 2) discuss how we can consider the issue of corruption in the viewpoint of non-ideal theory. The first point (1) is necessary because significant difference exist among non-ideal theory according to authors, especially on the range of permissible injustice. For the second point (2), the study discusses how the evaluation of corruption and the evaluation of counter measurement can be different according to which type of non-ideal theory to be applied. Then the study discusses how more suitable non-ideal theory should be, and how the counter measurement for corruption should be in order to achieve better suggestions.

キーワード：非理想理論, 腐敗, 不正義

1. 問題関心

じつのところ、規範理論研究において、腐敗の問題が真剣な議論の対象とされたことはほとんどない。こうした問題は、とりわけ先進諸国では、特殊例外的な事象とみなされるとともに、当然に悪いことであり、あえて論ずるまでもないと考えられてきたからである。しかしながら、先進諸国においてすら腐敗は決して例外的な事態ではないし、発展途上国も視野に入れるならば、真剣に取り組むべき重要な課題であるといえる。また、以下に示すように理論的に検討すべき課題も少なくない。

本論文では、腐敗について、規範理論の観点からどのように位置づけられるか検討したい。というのも、腐敗は重大かつ深刻な問題であり、その背景と対策についての実証的・実践的研究が急がれると同時に、そうした現状把握や対策のあり方について、規範的な観点から検討することも必須であると考えられるからである。ともすると、こうした「緊急の課題」に対しては、

具体的な政策提案が先行しがちであり、規範的な検討は二の次にされやすい。だが、少し考えてみればわかるように、ことはそう簡単ではない。誰もが解決しなければいけないと思っ
ながら、にもかかわらずなかなか解決しない問題の背後には、たいいてい深刻な規範的ジレンマが隠れているものである。そこには、単に「腐敗は悪である」と言ってすませしてしまうことのできない困難な課題（実践的にも規範的にも）が潜んでいる可能性が高い。むしろ「全能の神」ではないわれわれにとって、即座に完全な正義を実現することは不可能である。では、容易に根絶することのできない腐敗の蔓延を目の前にしながら、われわれは具体的に何をなすべきなのだろうか。

近年盛んに議論されている「非理想理論」(non-ideal theory) はまさにこうした困難な問いに誠実に向きあおうとした議論であるといえる。非理想理論は、従来の規範理論（とりわけリベラルな正義論）の多くが理想的な正義の構想について語るばかりで、現実の問題状況における具体的な行動指針を示さないことに対して批判をおこなったうえで、むしろ、理想的でない状況のもとでの正義（および具体的な行動指針）について積極的に議論すべきであると主張するのである。

それゆえ、以下では、まずもって非理想理論をめぐる議論状況を紹介し、その整理をおこない、そののちに、そうした議論にもとづいて、腐敗の問題についてどのような示唆を得ることができ
るか考察したい。そして本論文では特に、「許容される不正義」の範囲に着目しながら議論を展開したいと考えている。というのも、腐敗をめぐる問題状況は、複雑で厄介なトレードオフが幾重にも重なった状況にあり、解決に向けて、常にいくらかの不正義を許容しながら、少しずつ漸進的に正義を実現していく、という、長く困難な道りを歩まざるを得ないと考えられるからである。われわれはますます100点満点を達成することはできない以上、ときに60点で我慢すべきだし、ときにはあえてマイナス20点を放置せざるを得ないかもしれない。では、われわれは具体的に、どのような場合に、どの程度まで不正義を許容できるのだろうか（すべきなのだろうか）？ そして腐敗は、ときに許容されるべきものなのだろうか？ あるいは、腐敗を根絶するためであれば、ときに積極的に不正義に関わることも許されるのだろうか？

2. 非理想理論と許容される不正義

以下では、非理想理論に関する従来の議論を簡単に紹介したうえで、非理想理論において、どのような場合に、どの程度まで不正義が許容されるのか、先行研究を踏まえて考察することにした。なお、本論文でいう「不正義」は、理想の正義が完全に実現された状態から「乖離している」状態や行為すべてを指すものとする。それゆえ、理想の状態を100点とすると、60点もマイナス20点もいずれも（ひろい意味では）不正義と捉えられる。ただし、比喩的な表現になるが、「マイナス20点」のようなケースについては「明らかな不正義」もしくは「悪」と呼ぶこともある。また許容ということばは、積極的に正当化可能であることを必ずしも意味しない。「好ましくはないがやむを得ない」とか「正当化はできないがエクスキューズは可能である」などのケースも含まれる。

2. 1. 非理想理論をめぐる議論状況

2. 1. 1. 非理想理論とは何か

よく知られているとおり、そもそも、理想理論と非理想理論を明確に区別して議論を展開したのは、ロールズの『正義論』である（Rawls 1971）。ただ、ロールズ自身は、正義を構想するにあたって、理想理論の確立を重視したため、非理想理論についてさほど詳細な議論を展開しているわけではない。実際、近年になるまで、多くの論者は、『正義論』における理想理論と非理想理論の区別に注目してこなかったのである。しかしながら、近年になって、規範理論そのものの位置づけをめぐる論争が盛んになるとともに、この区別に注目が集まるようになり、非理想理論の内実をめぐる活発な議論がなされるようになってきている。

非理想理論を唱える論者の多くは、理想理論が、現実の社会状況に対して有効な行動指針を示すことができないことを批判する。そもそもわれわれが正義について議論をおこなうのは、現実社会のなかで適切な行動指針を必要とするからであって、抽象的な机上の空論を欲しているからではない。ロールズをはじめとする多くの正義論者たちは、理想の正義を構想する際、正義を実現するための適切な条件がそろっていることを前提にしているため、現実の困難な状況において具体的に何をなすべきか、という問いに答えていない（また答えられない）というのである。

むろん、こうした批判は、古くから繰り返されてきたものであり、ことさらに「非理想理論」という用語が用いられなかっただけである、ということもできる。じつのところ、ベンサムによる自然権批判（社会契約説批判）や、マキャベリによるキリスト教道徳批判なども、ひろい意味で非理想理論と呼べなくもない。ただ、近年盛んに議論されている非理想理論は、基本的にロールズの議論を出発点にしており、（論者によって多少の違いはあるが、おおむね）以下の三つの条件のうちのひとつ、または複数が満たされていない状況において、正義をどのように構想すべきかを論じている点で、より限定的な議論である。その三つの条件とは、①厳格な遵守（strict compliance）、②望ましい条件（favorable conditions）、③正義の状況（circumstances of justice）である¹⁾。①は、すべての人々が正義のルールを厳格に遵守することを前提にするか否かに関わるものである。②は、正義の実現にとって好ましい経済的・社会的条件が存在するか否か、③は、そもそも正義について語ることに意味があるような状況か否かに関わるクリティカルな条件である。②と③は程度の違いともいえるが、正義そのものの成立可能性に関わるので、ここではいちおう区別しておく。

だれもがよく知るとおり、現実にはこれら三つの条件はしばしば満たされない。たとえば、せっかく正義にかなうルールを決定したとしても、ほとんどの人はそのルールを遵守しない（そのうえ遵守させることも難しい）、ということがありうる。また、正義を実現するためには、多くの場合、相当の資源が必要だが、それが用意できないことも少なくない。さらには、そもそも国家が破綻するなどして（あるいは、人類の存続そのものが危うくなるなどして）、正義について積極的に語ること自体が困難である、ということも考えられないわけではない。こうした困難な状況のもとで正義の観点から具体的に何がいえるか考えようとするのが、非理想理論の要点である。

なお、ロールズ自身は、こうした非理想的状況のもとでの正義について考察する必要を認め

つつ、しかし、その前に、まず理想的状況のもとにおける正義の中身を確定しておく必要があると主張している（理由については後述）（Rawls 1971, 8-9）。ただし、ロールズも、まったく非合理的な、ユートピア的な正義を構想しているわけではなく、たとえば英雄や聖人を必要とするような構想は適切でない指摘している（Rawls 1999, 419）。あくまで現実の人間のあり方を前提としたうえで、まずもって、正義の内容を確定するべく、「現実的な」理想状況のもとでの正義を構想するというのである。

こうした、いかにもロールズらしいバランスのとれた議論に対しては、そもそも抽象的な理想の正義を語ること自体、ナンセンスであるとする主張も存在するし（Geuss 2008）、その逆に、ロールズはあまりにも現実に配慮しすぎているとする批判もある（Cohen 2008）。前者の議論を展開する論者たちは一般に「リアリスト」と呼ばれており、非理想理論の議論とも一部重なった主張を展開しているものの、（あるタイプの）「正義」について語ることそれ自体を否定的に捉えている点で非理想理論とは決定的に異なっている。非理想理論は、正義について語ることに意義を認めつつ、それに加えて現実の条件を考慮に入れることを目指した議論である。むしろ、リアリストたちの問題提起そのものはきわめて重要であり、本論文のテーマとも無関係ではないがここでは扱わないこととしたい。また、コーエンら、後者の論者たちは、「正義とは何か」という問いは、自然主義的誤謬を避けようとする限り、現実の世界のあり方とはまったく無縁の問いであるべきと主張する。ただ、ヴァレンティーニなども指摘するとおり、このような議論は、いわば「別の問い」に答えようとするものであり、必ずしもロールズや非理想理論の議論と矛盾するわけではない（Valentini 2012）。いうまでもなく、本論文で取り上げる非理想理論は、こうした純粋な正義の探求を目指す議論とは別の問いに答えようとするものである。

2. 1. 2. 議論状況

非理想理論はおおむね以上のような問題意識にもとづくものだが、理想理論との関係をめぐって、大きくふたつの議論の流れが存在する。ひとつは、ロールズのように、理想状況のもとでの正義の内容を確定したうえで、そののちに非理想理論を構想すべきであるとする議論、ふたつめは、そもそも理想状態における正義をあらかじめ構想しておく必要はないし、それどころかそのような試みは有害無益であるとする議論である。

前者はもともとロールズ自身の立場であるが、その後もシモンズやスウィフトといった論者が展開しており、彼らは特に以下のふたつの点を強調している（Simmons 2010; Swift 2008）。第一に、われわれが目指すべき理想の状態を先に確定しておかなければ、最終的にどこに向かって進んでいけばよいかわからない、ということ、第二に、理想の正義の内容があらかじめわかっていなければ、われわれは具体的にどの不正義に対応すべきなのか、優先順位がつけられない、ということである。

以上の主張に対して、後者の代表的な論者であるセンは、このような議論を先験主義的なアプローチ（transcendental approach）と呼び、それに対して自らの議論を比較論的アプローチ（comparative approach）と名付け、そうした非現実的な理想の正義を構想する必要はないと主張する（Sen 2009）。彼は、バッハとメンデルスゾーンのいずれが優れた作曲家であるかを決めるうえで、もっとも優れた作曲家を先に決めておく必要はないし、何をもっとも優れた

作曲家とするかその基準をあらかじめ決めておく必要もないと主張する。具体的な状況のもとで優先順位をつけるにあたって、完璧な理想の正義のようなものを持ち出す必要はないというのである。くわえてセンは、道理にかなった正義の構想は複数ありうること、また、仮に唯一の理想の正義を構想することができたとしても、現実との乖離をどのように測定するかについても複数の方法がありうることを指摘し、あらゆる状況にあてはまる普遍的正義を先験的に構想するよりも、ときどきの状況において、さまざまな正義の構想のあいだで合意できる不正義に焦点を合わせればじゅうぶんであると主張するのである。

こうしたセンの議論に対してはシモンズやスウィフトらが反論しているが、ここでその詳細についてすべて紹介することはできない。ただ本論文にとって特に重要な論点は、「最終目的地」をあらかじめ知っておく必要があるか否か、ということである。シモンズらは、個別具体的な状況においてよりよく正義にかなう選択肢を選んでいけば、最終的に理想の正義に到達する、ということにはならないと指摘する。彼らによると、たとえば選択肢AとBを比較するとAのほうがより正義にかなうが、実際にAを選択してしまうと、最終的な理想状態Xに到達することが結果的に困難になることがありうる。むしろ一見すると、より正義にはかなわない（すなわちXからは遠ざかることになってしまう）Bを選んだほうが結果的によりスムーズにXに到達できることがありうる、というのである（いわば「急がば回れ」ということがありうると指摘する）（Simmons 2010, 23）。シモンズらは、センのアプローチではXを視野の外に置いてしまうためAを選んでしまうことになるが、現実の状況のもとではBを選ぶべき場合もあると指摘し、したがって、まずXの内容を確定する必要があると主張するのである²⁾。

以上、非理想理論をめぐる議論について簡単に見てきたが、以上の説明から明らかなおりに、非理想理論は、単に、大きな利益のために正義を犠牲にする必要がある、とか、資源の不足により正義がじゅうぶんに実現できない、といった主張をするものではない（そういう主張も含まれるが）。むしろ、後に述べるように、正義を実現していくプロセスや時間軸の問題を扱っている点に意義がある。以下ではこの点も含めて、非理想理論において「許容される不正義」の範囲はどのように決められるべきか考察したい。

2. 2. 「許容される不正義」の範囲

以上のように、非理想理論は「理想の正義を即座に完全な状態で実現することはできない」という現実を踏まえ、そのような状況のもとで具体的に何をなすべきか考察しようとするものである。後に具体例として腐敗を取り上げるが、腐敗の問題に限らず、現実の世界において、100%完全に解決されている社会問題はほとんど存在しない。一見すると解決したように見えても、多くの場合じつは解決しきれていなかったり、別のところで別の問題を発生させたりしているだけのことが多い。そういう意味で、われわれは、はるか遠い将来は別にして、当面のあいだは何らかの「問題」（＝不正義）とともに生きていかざるを得ない。そこで問題となるのは、では、われわれは、どのような場合に、どのようなタイプの不正義を、どの程度まで許容できるのか、ということである。この問題は、一見すると、単純な「価値のトレードオフ問題」のように見えるが、以下に述べるように、非理想理論はそれだけではすまない複雑な場合分けを

可能にする視点を提供している。以下、先行研究を参考にしつつ、考察を進めたい。

2. 2. 1. 資源制約下でのトレードオフ

当然のことながら、正義を実現するには資源が必要であり、そして資源には必ず限界がある以上、完全な正義を実現することは不可能である。むしろ、たとえばドゥオーキンの「オークション」と「仮想的保険市場」の議論に見られるように、はじめから資源制約を織り込んだうえで、正義を構想することもできないわけではないが (Dworkin 2000)、正義を実現するコストまで含めて考えるならば、やはり困難であると思われる。たとえば、所有権を保護すべく、窃盗のような犯罪を取り締まることは当然に正義にかなうと考えられるが、警察の予算を極端に増やしたり、極端な監視社会を実現したりしない限り、この種の正義を完全に実現することは不可能である。一般に、所有権のような消極的権利の保護は、福祉政策のような積極的権利の実現に優先すると考えられているが、現実には、所有権の保護には相当のコストが必要となるため、そのような「優先」には限界があるということである (cf. Farrelly 2007)。

したがって、資源制約のもとでは、どの価値をどの程度実現し、どの価値をどの程度諦めるか選ばなければならないことになるが、上記のセンのような立場にたてば、単純に、より正義にかなうと考えられるほうを選べばよいとされる (程度の問題を考慮すると実際にはその比較は簡単でないとしても³⁾)。これに対して、シモンズらの立場からすると、先に述べたように、必ずしもより正義にかなう選択肢を選ぶ必要はなく、長い目で見て結果的に「最終目的地」に到達できる可能性を高めるものを選んだほうがよいことになる。たとえば、経済的豊かさを実現することと、政治的権利を保障することは、それだけをくらべれば、正義の観点からして後者のほうがより重要度が高いと判断されるかもしれない。しかしながら、民主主義の実現よりも経済発展を優先するほうが結果的によりスムーズに理想状態に近づける可能性が高いのであれば、あえて政治的権利は後回しにして、経済発展を優先することが正当化されうる。政治的権利を認めないことは通常、大きな不正義と考えられているが、ときに「許容されうる」(積極的に正当化することはできないとしても非理想理論の観点からは認められる) ということである。

シモンズらの非理想理論において、このような結論が導き出されることになるのは、価値の優先順位とは別に、「最終目的地」に到達するうえでの因果関係上の「優先順位」を考慮しなければならないからである。たとえば、A、B、Cという三つの価値について、価値としての重要度は $A > B > C$ (Aがもっとも重要) だが、ある社会においては、これらの価値は $C \rightarrow B \rightarrow A$ の順序でなければ実現しがたいことがありうる。最終的に、ABC三つの価値すべてを実現することが理想であるとして、よりスムーズにその状態を実現しようとする、ひとまずもっとも重要でないCから実現するのがよい、ということがありうるのである。従来の正義論においては、このような正義の実現プロセスの問題はほとんど論じられておらず、いわば「時間軸」は存在しないものとされてきたことを考えると、理論的に重要な貢献であるといえる。また、後に述べるように、腐敗のような現実の問題に対処するうえでも重要な視点を提示していると考えられる。ともすると規範理論研究者は「目先の不正義」に目を奪われて、因果関係の問題を軽視しがちである。これに対して、シモンズらの非理想理論は、より「現実的な判断」を可能にする

るものとして評価しうるだろう。

ただ、このように理想の状態の実現のみを重視すると、「目的のために手段を選ばず」とする極端なマキャベリズムを呼びこむことになりかねない。この点については、シモンズらも明確な議論をおこなっておらず、一元的な価値にもとづく純粋な帰結主義の立場を採用しない以上、実際には、価値の優先順位と因果関係の順序の両方を考慮しながら判断するしかないし、ときに決定的な結論を得ることができなくてもやむを得ない、としか述べていない（Simmons 2010, 20）。この点については後にあらためて触れることにしたい。

2. 2. 2. 不確実性

以上のように、資源の制約を前提にしつつ、時間軸を考慮するならば、許容される不正義の範囲は、センのような議論とは異なってくる可能性がある。ここではさらに、時間軸を導入すると必然的に問題となるはずの「不確実性」に着目してみたい。以下に述べるように、不確実性の存在は、さらに異なったタイプの不正義を許容しうる。

先に、ABC 三つの価値について、 $C \rightarrow B \rightarrow A$ の順番のほうが実現しやすいことがありうると述べたが、現実には多くの場合このような因果関係の順序はあくまで推測にもとづくものにとすぎず、あとになって、 $B \rightarrow C \rightarrow A$ のほうがスムーズであることが判明することも少なくない。こうした因果関係の問題が存在することは、非理想理論の論者によってもよく認識されており、社会科学的な研究の重要性が繰り返し指摘されている（cf. Stemplowska and Swift 2012; Robeyns 2008）。ただ残念ながら、先行研究においては、統計学や経営学などで議論されているような「不確実性下における意思決定」に関する洗練された手法についてまでじゅうぶんに検討されているわけではない⁴⁾。たとえば、不確実性が高い場合には、 $C \rightarrow B \rightarrow A$ の順番で事態が進行する確率が高そうでも、あえてCではなくBを先に実現することが適切とされることもありうるのである⁵⁾。

不確実性については、もう一点、理想の正義の中身に関わる不確実性についても同様に考慮すべきである。この点については先行研究ではあまり触れられてこなかったが、「最終目的地」そのものが時代とともに進化・発展・変化する可能性も考慮に入れておくべきである。将来、学問的な議論の進展により、より説得的な理想の正義の構想が提案されることもありえないとはいえない（ロールズの『正義論』が出版されてからまだ50年も経っていない）。あるいはまた、将来、新たな科学的事実の発見や画期的な発明などにより、人々の正義の捉え方が大きく変わったり、従来の正義の構想が不適切になったりすることも考えられる。このように、そもそもどこが「最終目的地」であるのかははっきりしない場合、あるいはその内容について不確実性が高い場合には、シモンズのようなアプローチよりもむしろセンのようなアプローチのほうが適切かもしれない。あるいは、複数の可能な「理想の正義」を想定したうえで、そのうちのいずれにも到達しやすいような価値から順に実現していくことが適切かもしれない（cf. Sen 2009）⁶⁾。

2. 2. 3. 正義を支える条件

以上、正義を実現するにあたって、じゅうぶんな条件がそろっていない場合、どのように優先順位をつけるのか、また、その際に考慮すべきポイントは何かについて論じてきた。われわ

れの社会には、あらゆる価値を同時に実現するだけの資源がなく、また、すべての人々が正義のルールに十全に従うとは想定できない以上、そこで可能なことを考えざるを得ないということである。ただ、このように、従来の非理想理論においては、一定の制約条件が存在することを前提としたうえで何をすべきか考える、という立論の仕方が一般的であったが、そうした制約条件そのものを改善する、あるいは足りない条件を実現する、という観点も必要であると考えられる。たとえば、資源の制約下でABCという三つの価値のいずれを実現するか、ということではなく、ABCを実現するための前提条件として、*a*を先に実現する必要があるかもしれない(*a*はそれ自体として価値を有さなくともよい)、ということである。こうした視点は、従来の非理想理論においてじゅうぶんに考慮されておらず、検討してみる必要がある。

繰り返し指摘してきたように、正義は、その内容が判明すれば自然に実現されるわけではなく、多くの要因が複雑に支えあうことによってはじめてかろうじて実現されるものである。それは単に「予算」が必要だ、ということではなく、安定的な政治秩序や効率的な行政システム、清廉で有能な裁判官や警察官、最低限の教育システムとそれを支える数多くのすぐれた教師、道路や水道などの基本的インフラ、また場合によっては一定の自然条件や一定の技術水準などが必要になる、ということである。このリストはさらに長いものになり得るが、いずれにせよ、ここでのポイントは、これらの条件は必ずしも所与のものではなく、人為的な努力によって一定程度、実現可能であること、また、内容によっては、それ自体として価値を有するわけではないし、ときには必ずしも正義と適合的でもない、ということである。端的にいえば、現実には、正義(ABCなどの諸価値)の実現に寄与する度合いの高い条件ほどより正義にかなう、とは限らないのである。

たとえば、国民国家の形成は、正義を実現するうえで、少なくとも現状においては必須の条件であると考えられるが、よく知られているとおり、国民国家の形成はほぼ必ず暴力や抑圧、深刻な差別、排外的なナショナリズム、またローカルな文化の破壊などをともなっている。むしろ、こうしたネガティブな側面を抑えこみつつ国民国家を形成するのが理想であるとしても、少なくとも世界のこれまでの歴史を振り返る限り、その可能性は相当に低いと言わざるを得ない⁷⁾。しかしながら、とりわけアフリカ諸国において、そもそも国民国家そのものが形成されていないため悲惨な事態が発生していることを考えると、国際社会による積極的な介入が適切でないとするれば、ひとまず中央集権的な国民国家を形成する以外に途はないように思われる(cf. Collier 2009)⁸⁾。そしてポイントは、繰り返すが、国民国家それ自体に価値があるわけではなく(あると考える必要はなく)、正義を実現するための条件として必要であるにすぎない、ということである。したがって、ここに存在するのは、複数の価値のあいだの単純なトレードオフの問題ではなく、正義と正義を実現する条件のあいだでのトレードオフという、より厄介な問題である⁹⁾。

そしてさらに問題を複雑にするのは、明らかに正義に反する手段を通じて正義を実現する、ということもまったく考えられないわけではないことである。これは正義概念の理解そのものに関わる難解な問題であり、ここで詳細な検討はおこなえないが、私見では、ダーティハンドの議論が示しているように、非常に特殊な極端なケースにおいては、場合によっては不正な手段を用いることも許容されると考える(積極的に正当化されるというわけではない)(cf. Walzer

1973)。シモンズらの議論では「最終目的地」に到達するためには「遠回り」してもよいことになっているが、だからといって不正な手段を用いてもよい、とされているわけではない。ただ、アメリカの南北戦争のように、奴隷制を廃止させるために戦争を起こす、といったケースが完全に否定できないとすれば、きわめて特殊なケースにおいては、通常は不正と考えられている手段が許容される可能性もありうる。とはいえむろん無制限に不正な手段が許容されることはありえない以上、どこかで「線を引く」必要があり、その点も含めて今後さらに検討を深める必要があるだろう。

ともあれ、ここでのポイントは、一定の制約条件のもとでABCのいずれを実現するか、という問題とは別に、制約条件そのものを改善することをも考慮に入れると、許容される不正義の範囲はさらに広がる可能性がある、ということである。

2. 2. 4. 正義を実現する主体

最後に、正義を実際に実現する「主体」に着目したい。不正義を矯正し、正義を実現するには、実際にだれかがそのために具体的な行動をおこななければならないからである。本節で特に問題としたいのは、状態Xから状態Yへの移行は社会全体として正義に適うことだが、実際にその変化を引き起こそうとすると、個々人にあまりにも大きな負担がかかってしまうようなケースである。のちに詳しく述べるように、腐敗はじつはその典型的なケースだが、あまりにもひろく不正義が蔓延している状況のもとで正義を実現しようとするのは、そのような試みをおこなう個々人にとって過大な負担を課すことになりやすい。すなわち、正義にもとづく義務以上の行為を個人に求めることになりかねないのである¹⁰⁾。たとえば、明らかに不当な植民地支配がおこなわれ、不正な権力の濫用が日常的におこなわれている状況のもとで独立運動をおこなうことは、正義を実現するための行動として賞賛されるべきではあるが、本人やその家族にとってみれば明らかに身の危険をとまなう行為であり、そのような活動に身を投ずること自体を正義に基づく義務として個々人に要求することは困難である。つまり、社会全体の正義を実現しようとする、現実には、個々人に対しては正義が課す以上の行為を求めることになってしまうのである。いってみれば、正義の実現に関して一種の集合行為的ジレンマ状況が存在するというのであり、こうした状況のもとでは、正義が求める以上の「徳」に基づく行為（英雄的自己犠牲的行為）か、あるいは「外」からの介入（外国政府による軍事介入など）によってしか正義を実現することはできないかもしれない。つまり、前節の議論の繰り返しになるが、正義以外の「何か」によってはじめて正義が実現できるようなケースがありうる、ということである。

従来、正義を実現するには、正義にかなうさまざまな価値をとにかく（順番はともかくとして）実現していけばよい、と暗黙のうちに想定されてきたように思われる。たとえば「民主主義」と「経済成長」と「法の支配」と「国民の幸福」（などなど）は互いに正の相関にあり、相互に強め合うはずであるから、順番はともかくこれらの価値を推進していけばよい、という一種の予定調和的な発想が根強く存在してきたといえる。だが現実にはこのような予定調和は常に成立するわけではなく、ときに「正義以上のもの」や「正義に反するもの」が存在してはじめて正義を実現できることもありうる。だとすれば、とりわけ正義の集合行為ジレンマ状況に陥っ

ている場合には、必ずしも正義にかなうとはいえない手段も許容される可能性が高くなるといえるだろう。

3. 非理想理論における腐敗

以上、非理想理論について、特に許容される不正義の範囲に着目して、考察をおこなった。「ここからここまでが許容される不正義の範囲である」というように明確に線引きをおこなうことができたわけではないが、少なくともどのようなケースでどの程度不正義が許容されるのか、大まかな手がかりを得ることはできたと考えられる。そこで以下では、以上の考察を腐敗の問題にあてはめるとどのような示唆を得ることができるか、さらにいえば、非理想理論の観点から腐敗の問題はどのように位置づけられるのか、議論をおこないたい。

なお、腐敗の定義であるが、本論文はあくまで理論上の分析をおこなうことが目的であるため、厳密な定義はおこなわない。基本的には「私的利益を実現するために公的権力を不当に利用すること」と捉えておくと、現実には企業内部の腐敗も存在するし、政治献金などに見られるように、私的利益のために公的権力を利用しても必ずしも犯罪とはみなされず、「不当」といえるかどうか微妙なケースもある。それゆえ、大まかなイメージをつかむための、とりあえずの定義にすぎない。本論文は、いわゆる「腐敗」の問題に対して、規範理論はどのような位置づけをおこなうのかについて考察をおこなうものである。

ちなみに、従来、腐敗については、どちらかといえば、より大きな悪（独裁国家による権力の濫用など）の副産物として、あるいは発展途上国に特有の「遅れた」現象として、軽視されがちであった。むしろ、個別の研究領域では、たとえば政治学においてクライアテンリズムの研究がおこなわれたり、経済学でレントシーキングの研究がおこなわれたりしたように、まったく研究がなされてこなかったわけではない。ただ1990年代以降、冷戦の終焉もあり、経済発展と民主主義や法の支配との関係に関して活発に研究がおこなわれるようになり、そうした研究の進展のなかで、腐敗についても統合的な研究が進められるようになったといえる。ここでそうした研究の成果について詳しく紹介することはできないが¹¹⁾、以下では、必要に応じてそうした研究にも触れながら、議論を進めることとしたい。

3. 1. 資源制約下でのトレードオフ

繰り返し述べてきたように、資源の制約がある以上、諸価値のあいだに優先順位をつけざるを得ず、それゆえ「後回し」にされる価値も存在する。では腐敗に対する対策は、他の重要な諸価値にくらべてどの程度優先されるべきだろうか。むしろ、この問いに対する答えは、その国が置かれている状況や、腐敗のタイプや深刻さによるため一概にはいえないが、少なくとも以下のことは指摘できると考えられる。

第一に、腐敗の「悪さ」の程度について、腐敗そのものの「悪さ」と、腐敗がもたらす「悪さ」にわけて考える必要がある。腐敗は通常、公正なルールに反して自らの利益を実現するものであるから、それ自体として不正義であるが、その「程度」は窃盗などとあまり違わないかもしれない。だとすると、その優先順位は、窃盗犯などに対する取り締まりと同程度、ということ

になるだろう¹²⁾。だが、腐敗そのものではなく、腐敗が結果的にもたらす「悪さ」を考慮するならば、腐敗対策の優先度はずっと上がることになるだろう。多くの研究が指摘しているように、腐敗は単にそれ自体として悪いだけでなく、他のさまざまな害悪を生み出す可能性が高いからである（たとえば経済成長を阻害したり他の犯罪を増加させたり）。ただし、腐敗がもたらす影響は多岐にわたるため、優先順位を決める際には、それらの「重み」をひとつひとつ慎重に見極める必要がある。そのうえでどの程度重視するか、ということだが、仮に腐敗対策の優先度が非常に高くとも、他の諸価値とのバランスを考慮すると、100%の根絶を目指すのは難しいことは先に述べたとおりである。

また、腐敗は基本的に悪であるとしても、ときに、単純に悪として非難しがたいケースがあることもいちおう考慮しておく必要がある。たとえば、なかには一種の文化や慣習として許容されうるものがあるかもしれないし、場合によっては一定の範囲でプラスの機能を果たすこともありうるからである。じつのところ、あくまで限定的ではあるが、腐敗はときに経済活動を促進したり、政治的安定をもたらしたりすることがありうる（cf. Leff 1964; Huntington 1968）。統制的な経済のもとでは賄賂が自由な経済活動を一定程度可能にすることがありうるし、腐敗の強固なネットワークが安定的な政治秩序をもたらす（その結果暴力的紛争が抑制される）こともありうるからである。あるいはまた、かつてアメリカの「マシーン政治」について指摘されたように、腐敗のネットワークが存在することにより移民の同化・包摂が促されたり（cf. Merton 1949）、現在でも発展途上国ではしばしば見られるが、腐敗によって間接的に貧困層への所得の再分配がおこなわれたりすることがある¹³⁾。¹⁴⁾

第二に、センのアプローチを採用するのであれば、以上のような考慮をおこなったうえで他の価値と比較して優先順位を判断すればそれでよいが、シモンズらのアプローチを採用するには、他の価値の実現にくらべて、よりスムーズに「最終目的地」に到達できる可能性を高めるかどうかについてもあわせて考慮する必要がある。たとえば、センのアプローチでは公衆衛生の向上は腐敗対策よりも優先されそうだが、最終目的地への到達を考慮するならば、腐敗対策のほうが優先されるかもしれない。のちにも触れるが、腐敗はいわば「船の底に穴が空いている」状態であり、目的地に到達するにはまずその穴をふさぐ必要があると考えられるかもしれないからである。公衆衛生を後回しにすることは、救おうとすれば救えた命をあえて救わない、ということであるから、かなり重い選択だが、現実には、救える命であるにも関わらず救わないことはめずらしいことではなく、命を救うことより腐敗対策を優先することは、一見して思われるほど直感に反するわけではないかもしれない。

3. 2. 不確実性

さらに厄介な問題は、腐敗の原因や結果に関わる因果関係がさほど明確でなく、不確実性の度合いが高い場合である。先に述べたとおり、近年の研究では、大まかな傾向としていえば、腐敗はそれ自体として悪いだけでなく、他のさまざまな領域においても多くのマイナスをもたらすものと考えられている。ただし、先に述べたとおり、腐敗がむしろプラスの効果をもたらす可能性が指摘されたこともあり、実際にはケースバイケースでありうる。むしろ、長期的にはマイナスのほうが大きくなる可能性が高いと考えられるが、だとしても、少なくとも短期的・

中期的にはプラスの効果のほうが大きい可能性があることも考慮したほうがよいかもしれない。しかも、こうした推測はあくまで推測に過ぎず、不確実性がかなり大きいことを考えると、腐敗は悪だから、ということで性急にドラスティックな対策を講じることには慎重であったほうがよいかもしれない。

さらに、腐敗そのものの「効果」の問題とは別に、腐敗を抑制・根絶することには、より大きな不確実性がともなうことにも注意を払う必要がある。腐敗の根絶は、上に見たような腐敗が有している（かもしれない）プラスの効果を消してしまうだけでなく、方法によっては別の種類のマイナスを引き起こす恐れがあるからである。たとえば腐敗がローカルな文化に密接に関連しているようなケースでは、腐敗の根絶は、やり方によっては、そうした文化の破壊につながりかねない。あるいは、腐敗を根絶するために設立した独立の調査機関が、かえって権力を濫用してしまうことも考えられる。政策研究の分野で繰り返し指摘されてきたように、多くの政策が失敗する主要な原因のひとつは、不確実性をじゅうぶんに考慮しないことにある。どれほど慎重によく考えられた政策手段であっても、思いがけない副作用をもたらすものであり、腐敗に対する対策がその例外であるとは考えにくい。しかも、シモンズらのアプローチを採用すると、不確実性の問題は飛躍的に大きなものとなる。

くわえて、先に述べたとおり「最終目的地」そのものが後になって変更される、ということも考えられないわけではない¹⁵⁾。もちろん、腐敗は、どのような正義の構想を採用しようとも、不正義とされる可能性が高い。だが、だとしても、「最終目的地」の設定の仕方によって腐敗の位置づけが変わってくる可能性があることは否定できない。たとえば、ロールズのように、ある程度の所得の再分配が正義にかなうとするか、リバタリアンたちが主張するように政府はできる限り小さいほうがよいと考えるかで腐敗の位置づけが変わってくるかもしれない。じつのところ、「大きな政府」を目指すのであれば、政府の予算や権限は腐敗の温床となるため、あらかじめ腐敗を根絶しておいたほうがよいと考えられるだろう。しかし逆に、「小さな政府」を目指すのであれば、政府の予算や権限の縮小自体が腐敗の抑制につながるため、あえて腐敗根絶のための特別の方策を考える必要はないかもしれない¹⁶⁾。

3. 3. 正義を支える条件

上で述べたように、腐敗は、それ自体として悪であるだけでなく、さまざまな領域において害悪をもたらす。またさらにいえば、腐敗は、正義を実現するための条件そのものを掘り崩すものとしても捉えられる。非理想理論の表現を用いると、腐敗の蔓延はまさに「厳格な遵守」が期待できない状況にある。正義は現実には数多くの要因によって支えられており、腐敗がひろがればひろがるほど、その土台が腐ってしまい、正義を支えることは難しくなってしまう。先に述べたとおり、腐敗を前提にして（すなわち「厳格な遵守」は見込めないものとして）正義を構想することも可能だが、そうではなく、腐敗の根絶（「厳格な遵守」の実現）を試みることも可能である。両者のいずれが適切であるかは一概にいえないが、いずれにせよ、腐敗の根絶はそれ自体として正義にかなうだけでなく、正義を実現するための条件 a としても捉えられる（腐敗の根絶がさまざまな善をもたらす、というのとは位置づけが異なることに注意）。それゆえ、その優先度は高いといえそうだが、ただし、腐敗は、その社会が「悪い均衡」(vicious

cycle) に陥っているために発生していることが多く、解決がきわめて難しい。極端に言えば、政治家はもちろんのこと、腐敗を取り締まるべき警察官や検察官、また腐敗を裁くべき裁判所自体が腐敗していれば、その解決が容易でないことは明らかだろう。

こうした状況のもと正義の観点から見て必ずしも適切とはいえない「劇薬」を用いることが許されるか、というのが、ここでの検討課題である。むろん、正義にかなう手段のみによって腐敗を根絶できるのであれば、それがもっとも理想的であることは論を俟たない。ただ、多くの場合、それでは根絶できないからこそ腐敗はなくなるのかもしれない。では、腐敗を根絶するために、われわれは、どのような手段であれば許容することができるだろうか。

まず、ただちに正義に反するとはいえないが、正義の観点からして必ずしも好ましくない手段が存在しうる。たとえば、ナショナリズムや宗教には腐敗を抑制する効果があるかもしれない。実際、プロテスタントの国々において腐敗が少ない（少なかった）ことはよく知られている（cf. Paldam 2001; Treisman 2000）。とはいえ、当然のことながら、だからといって腐敗を抑制するために政府がプロテスタントを振興する、というのはあまり現実的ではないだろう。だが、学校教育などを通じて愛国心を育成することは比較的社会に受け入れられやすく、かつ、（ある種の）公共心の涵養にもつながるため、結果的に「厳格な遵守」を促し、腐敗を抑制するかもしれない（cf. Fisman and Miguel 2008）。近年のリベラル・ナショナリズムに関する議論でも指摘されているとおり、ナショナリズムは正義を実現するためのインフラとして機能することがありうる（Miller 1995）¹⁷。じつのところ、腐敗と一言でいってもその内容はさまざまであり、多様な背景と原因から生じるが、とりわけ発展途上国においては、そもそも「国民」意識がほとんど存在せず、その結果、地方ボスによる利益誘導がなされやすくなっている可能性がある。ナショナリズムに多くの危険がともなうことはいうまでもないが、腐敗によって正義の土台が掘り崩されているのであれば、ナショナリズムによってそれを支えることが正当化されることもありえよう。

むろん、ナショナリズム以外にも、正義にかなうかどうか判断が難しい手段がいろいろと考えられる。たとえば、先に述べたように、「小さな政府」を実現することによって腐敗を抑制すべしという議論は以前から繰り返しなされているが、ロールズの正義を構想する人々にとっては、最終目的地への到達を遅らせる不適切な手段とみなされるかもしれない。あるいは、これとは対照的に、アスレイナーは、社会的格差を縮小することこそが腐敗を抑制するもっとも効果的な方法であると主張しているが（Uslaner 2008）、リバタリアン的な正義の構想を抱く人々にはこのような方策は受け入れがたいかもしれない。

いずれにせよ、シモンズらのアプローチでは、基本的に、当面の正義の実現よりも将来の理想の正義の実現が優先されるため、突き詰めていけば、腐敗の根絶そのものよりも、最終目的地への到達可能性への貢献が重視されることになる。とはいえ、仮にリバタリアン的な正義の実現を望むとして、腐敗を減らすためにいったん社会的格差を縮小し、そののちにリバタリアンにとって理想の社会を実現するのがよいのか（そもそもそのようなことが可能なのか）、あるいは、格差の拡大や腐敗を放置してでも政府を縮小するのが好ましいのか（あるいは政府を縮小すれば格差が拡大しても腐敗は減少するのか）は、簡単に答えることが難しい問いであると思われる。逆に、センのアプローチでは、いままさに問題となっている不正義のうちいずれが

より悪いか、だけを問題にすればよい。ため、腐敗よりもましな悪と判断されるならば、ナショナリズムや格差の縮小（あるいは小さな政府）も許容されるかもしれない。

くわえて、このような議論を敷衍するならば、腐敗を根絶するために暗殺や拷問をおこなうとか、秘密警察によってプライバシーを侵害するような監視や捜査をおこなうといった、明らかに正義に反する手段についても考慮すべきである、ということになるかもしれない。このような正義に反する方法については、センのみならずシモンズらも拒否すると思われるが、先に述べたとおり考慮の余地がないわけではない。また、実際には、絶対に許されない不正な手段とみなすべきかどうか、「線引き」が難しいケースもあると思われる¹⁸⁾。いずれにせよ、最終目的の地に到達するためであればダーティハンドを用いることは許されるか、言い換えれば、正義を実現し支えるためにはダーティハンドを用いても腐敗を根絶すべきか、ということだが、ここでは論じきれない問題であり、論点の存在を指摘するにとどめたい。

ともあれ、以上の考察から、腐敗（の根絶）が正義を支える条件に関わる場合、単なる資源制約にもとづくトレードオフ以上の厄介な問題を提起していることは確認できたと思われる。

3. 4. 正義を実現する主体

最後に、腐敗を根絶する主体との関連で、どのような不正義が許容されるかについて考察しておきたい。先に述べたとおり、そもそも腐敗が蔓延しているような状況では、多くの人々は腐敗とまったく無縁に生活していくことは難しいうえに、腐敗と闘うことは生命の危険をとまなうことが少なくない。じつのところ、腐敗との闘いのなかで殺されてしまう政治家や裁判官、市民活動家やジャーナリストはいまなお数多く存在する。こうした状況では、現実問題として、人々に腐敗と闘う英雄的自己犠牲を求めるか、あるいは外部の者が何らかのかたちで介入するかしかない、ということがありうる。あるいは、集合行為ジレンマを乗り越えるような徳、信頼感、モラル、ソーシャルキャピタルのようなものが必要になると考えられる。

そもそも、フクヤマが指摘するように、腐敗の温床となる縁故主義や恩顧主義を制約する「法の支配」は、歴史的には宗教によってうまれており、逆にいえば、何らかの宗教的背景がなければ、法の支配を根付かせることは難しい可能性がある。また同様に、フクヤマは、集合行為のジレンマを乗り越える力を社会に与えるものとしても宗教に着目しており、そうした社会の歴史的背景が腐敗の問題にも大きな影響を与えている可能性がある（cf. Fukuyama 2011）。むしろ最近の議論では、同じ宗教を信仰している国であっても、制度の違いによって異なる状況がうまれることも指摘されており、すべてが宗教によって決定されるわけではないし、その点はフクヤマも認めている。ただ、制度が重要であるとしても、文化やモラルの程度が異なれば同じ制度のもとでも別の結果がもたらされることがありうるし、そもそも、だれがその制度をつくるのかという問題が残るため、結局、集合行為ジレンマが発生してしまう。通常、だれもが利己的に振舞っている限り集合行為ジレンマは解決されず、それを乗り越えるなんらかの「力」が必要になってくるのである。

とはいえ、仮に宗教がそういう意味で大きな力を有しているとしても、先に述べたように、腐敗の問題を解決するために政府がある特定の宗教を普及させる、というのは現実的ではないし、正義に適うとも考えにくい（ただし、いいか悪いかは別として、イスラム諸国ではまった

く考えられないわけではない)。だとすると、それにかわる「力」を外から用意するか、あるいは内側からそうした「力」が育ってくるのを待つ（あるいは支援する）ということにならざるを得ない。教育の普及などのエンパワーメントの試みは、そうした力を育成するうえで助けになると期待されるが、それだけで済むかどうかは一概にいえないところである。現実には、正義を実現する主体を確立するうえで、ナショナリズムや宗教が一定の役割を果たすことがありうるが、われわれはそうした状況をどこまで許容すべきだろうか（また積極的に後押しすべきだろうか）。

腐敗とは別の事例だが、コリアーは、発展途上国において民主主義を促進するうえで、条件付きではあるが、軍部によるクーデターを支持・支援することも許されることがあると主張している（Collier 2009）。独裁者による権力の濫用が深刻な場合、クーデター以外にそうした状況を変えられる可能性がない（軍部以外に頼りにできる主体が存在しない）ことがあるからである。実際、具体的な状況にもよるが、腐敗についても同様に、国際社会が、腐敗した「民主的」政治家よりも清廉な軍人を支持する、ということがまったく考えられないわけではない。また、反腐敗キャンペーンをおこなっている宗教指導者を支援するといったケースもじゅうぶんに考えられるだろう。あるいは、近年、「国家乗っ取り」（state capture）と呼ばれるような大がかりな腐敗や、多国籍企業によるグローバルなレベルの汚職が問題となっているが、このような問題に対しては、超国家レベルの強力な規制（および規制を実施する強力な主体）が必要になるかもしれない。むしろ、こうした対応は、内政干渉の恐れや、権力濫用の恐れがあるうえ、結局は失敗する（だけでなくより状況を悪化させる）可能性も小さくないが、正義を実現する主体を確立する、という点からすると、ほかに方法はないかもしれない。逆にいえば、人々に英雄的自己犠牲を求めないのであれば、状況は長期にわたって変化しない（＝正義の実現を諦めなければならない）可能性がある。

4. 結論

以上、錯綜した議論を展開してきたので、最後に結論をまとめておきたい。

第一に、非理想理論に関する先行研究を整理・検討するなかで、「許容される不正義」として、以下の4つのタイプが存在することが明らかとなった。①資源制約によるトレードオフの結果として「後回し」にされる価値が存在するケース、②不確実性が高いためあえてファースト・ベストを目指さないケース、③正義を支える条件の実現が優先され、正義そのものが「後回し」にされるケース、④正義に基づく義務のみによっては正義が実現できないケース、である。なお、これらの「許容される不正義」の範囲は、非理想理論のなかでも、センのようなアプローチを採用するか、あるいは、シモンズらのアプローチを採用するかで異なってくると考えられる。また、従来の非理想理論のなかでは明示的に議論されてこなかったが、ダーティハンドが許容される可能性についてもいちおう考慮すべきである。

そして、以上の議論を腐敗の問題に適用した場合、以下のようなことが指摘できるだろう。まず、センのアプローチを採用した場合、「最終目的地」について考えなくてすむため、不確実性についてはあまり考慮することなく、基本的には、腐敗そのものの悪と、腐敗がもたらす悪

を列挙し、それらと他の価値とを比較衡量したうえで、優先順位をつけながら対処する、ということになるだろう。腐敗を抑制することによってより公平な社会を実現することができるとしても、そのためにあまりにも大きなコストがかかるのであれば、当面はより深刻な不正義への対処（例：飢餓対策）を優先したほうがよいかもしいない。あるいは、逆に、腐敗によってあまりにも大きな不正義が発生しているのであれば、他の不正義を後回しにしても優先すべきこともありえよう。ただ、いずれにせよ「急がばまわれ」式の発想は取りにくいと考えられる。また、腐敗を根絶するための手段や条件についても同様の比較衡量がおこなわれることになるが、明らかに正義に反する手段を用いてまで腐敗を根絶することは認めがたいと思われる。腐敗を根絶する主体についても同様であり、主体を確立するための手段が明らかに正義に反する場合には認められないだろう。ただ、もちろん、腐敗の根絶に協力する主体を支援するための条件整備（リベラルな徳の涵養や教育の普及、エンパワーメントなど）については積極的に認められるだろう。

他方で、理想の「最終目的地」を設定するシモンズらのアプローチでは「遠回り」が許されるため、「許容される不正義」の範囲はより広くなる可能性が高い。ポイントは、最終目的地に到達するうえで腐敗がどの程度の重みを有しているか、ということであり、単なる諸価値のトレードオフでは終わらないことである。このアプローチでは、たとえば、少々の腐敗は放置してでも経済発展を優先し、一定の豊かさを実現したうえで腐敗対策に乗り出すことも許容される（腐敗対策にくらべて経済成長のほうが正義にかなうから、という理由ではないことに注意）。逆にまた、腐敗以外の不正義は無視して腐敗の根絶を優先したほうが結果的によりすみやかに最終目的地に到達することができると判断されることもありえよう。ただし、先に述べたように、不確実性の問題があるため、その判断は慎重におこなわれる必要がある。腐敗を根絶する主体の問題についても同様であり、不確実性に配慮する必要があるが、センのアプローチよりは多様な手段を考慮することが許される。場合によっては、国際社会による介入や、ナショナリズムや宗教の利用も許容されるかもしれない¹⁹⁾。明らかに不正な手段を用いることについては、腐敗がきわめて深刻で、他に手段がない場合に限って、考慮の余地があるかもしれない。

注

- 1) 以上三つの条件は、Arvan (2014) にもとづく。ただし論者によっては「厳格な遵守」と「望ましい条件」の二つのみを挙げることもある (Stemplowska and Swift 2012)。また、「厳格な遵守」については、「完全な遵守」(full compliance) と呼ばれることもある。
- 2) ここでは両者の議論のいずれがより説得的であるかについては論じないが、のちにあらためて「許容される不正義」との関連で触れることにしたい。ただ、ひとつだけ付け加えておくと、ここで論じられているテーマは、かつて政策研究の領域において、インクリメンタリズムをめぐってなされた論争によく似ている。かつてリンドブロムは、知的な限界により、また政治的な現実により、即座に理想の社会を実現することはできない以上、現状を少しずつ変更し、試行錯誤のなかで、よりよい政策を実現していくべきと主張した (Lindblom 1959)。それに対して、それでは進むべき明確な方向性のないまま「漂流」してしまう、とする批判がなされたのである (たとえば、Goodin 1982)。理想と現実のあいだのギャップに真摯に向き合おうとすると、必ず問題となるテーマであるといえる。
- 3) 非理想理論におけるトレードオフ問題の重要性については特にロビンスが強調している (Robeyns 2008)。

- 4) 例外として、Goodin (1995) がある。
- 5) ちなみにグッディンは、この点に関連して、社会的な状況などに左右されにくい頑健な (robust) 原理を探求する必要性に言及している (Goodin 1995, 56)。
- 6) このように考えてくると、上記のシモンズらのアプローチとセンのアプローチの対立は、単に、理想の正義を前提にするか否か、ということよりも、正義の捉え方や正義の実現に関わる不確実性の捉え方に起因していることが理解されよう。簡単にいえば、正義の内容をあらかじめ確定しておくことができるか否かについて、センのほうがより慎重な姿勢をとっている、ということである。ここではいずれの立場がより説得的であるかについては議論しないが、報告者自身は、シモンズらの議論のほうがより現実的な判断を可能にする点で、また時間軸を考慮することができるため、より複雑な議論が可能となる点で、より好ましいと考えている。ただ実際には、状況によってはセンのアプローチのほうが現実的なケースもありうるため、ときに併用する (使い分ける) 必要があるかもしれない。
- 7) さらに、国民国家の形成以外の条件として、たとえば、一定以上の「所得水準」を挙げることができよう。たとえば、コリアーによると、中程度以上の所得水準の国では、選挙などの制度は政治的暴力を抑制するが、所得水準が低い国ではむしろ増加させる傾向がある。所得水準の高さは、それ自体として好ましいだけでなく、民主主義という価値を実現するための条件としても重要である、ということである (Collier 2009)。
- 8) ちなみに、フクヤマは、古代中国やヨーロッパの事例を挙げて、国家の形成に関して軍事競争が大きな役割を果たしたと指摘している (Fukuyama 2011)。同様の観点から、コリアーも、軍事競争が経済改革を促すことがありうる と述べている (ただし同時に、できればそのような方策を採用することは避けたいとも述べている) (Collier 2009)。
- 9) むろん、このトレードオフ問題は、正義と正義を実現するための条件のあいだのものではなく、正義 A と、その条件が実現しようとしている正義 B のあいだのトレードオフの問題として理解できる可能性もある。ただし、正義の条件が実際にどのような正義に寄与することになるかはあらかじめわかっていくわけではないことを考えると、やはり、正義とその条件のあいだのトレードオフ問題として理解するように思われる。
- 10) この点については、Murphy (2000) を参照のこと。彼によれば、他の人々が正義の義務を果たしていない場合、個人が負うべき義務は、フェアな負担にとどまるとされる。ただし、ミラーも論じるように、問題の性質によっては、他の人々が義務を果たしていない場合、フェアの負担以上の行為をおこなうべきケース、逆に、フェアな負担を下回っても構わないケースがありうるかもしれない (Miller 2011)。とはいえ、後に述べるように、腐敗のケースに限っていえば、フェアな負担以上の行為をおこなう義務が個人に課せられるとは考えにくい。
- 11) 詳しくは、Heywood (2015) などを参照のこと。
- 12) ただし、窃盗の取り締まりを他の価値の実現にくらべてどの程度重視するか、というのはじつはなかなか難しい問題である。
- 13) むろん、一般には、腐敗は「金持ちをより金持ちにし、貧乏人をより貧乏人にする」ことになりやすい。ただし、腐敗を広く捉え、レントシーキング活動全般まで拡大して考えるならば、必ずしもそうではないケースもありうる と考えられる。たとえば、相対的に貧しい、日本の「地方」は、相対的に裕福な「都市」から長期間にわたって、再分配を受けてきた。とりわけ発展途上国においては、狭義の腐敗についても、ケースによっては、同様のことがありうると思われる。
- 14) くわえて、個別の事情を斟酌すると許容される腐敗行為も存在しうる。たとえば、独裁国家においては、無実の罪に問われている人物を賄賂によって救い出すことは場合によっては正当化されうるかもしれない。実際の政策のあり方を考えるうえで、こうした例外的に許容すべきケースがありうるかどうかについても、あらかじめ考えておく必要があるだろう。
- 15) さらにいえば、腐敗がそれ自体として悪である、ということについても、将来、議論によって評価が

変わる可能性がないとはいえないが、ここでは論じない。

- 16) 腐敗と政府の規模については多くの議論があるが、必ずしも大きな政府だからといって腐敗がより深刻である、というわけではないようである。ただ、腐敗した国において、その状況を放置しながら、政府の規模を拡大することは、まちがいでなく状況を悪化させることになるだろう。なお、多くの経済学者たちは、腐敗をレントシーキングの問題として捉えるため、腐敗を抑制するには政府の規模を縮小し、政府の権限を少なくするのが適切であると主張している。
- 17) たとえば、コリアーは、民主主義が適切に機能するためにも、あまりにも強固な民族的アイデンティティが存在するのは好ましくなく、国民意識が育成される必要があると指摘している。社会の多様性は、高所得国においてはプラスにはたらくが、低所得国においては逆である、という (Collier 2009)。
- 18) 実際、イタリアの「マフィア対策法」は、令状なしで家宅捜査をおこなったり、通信傍受をおこなったりできる権限を警察に与えている。
- 19) 実際、2003年に、「腐敗の防止に関する国際連合条約」が国連総会で採択され、現在、173カ国が批准している。

参考文献リスト

- Arvan, Marcus, 2014, "First steps toward a nonideal theory of justice," *Ethics & Global Politics*, vol.7, no.3, pp.95-117.
- Cohen, G.A., 2008, *Rescuing Justice and Equality*, Harvard University Press.
- Collier, Paul, 2009, *Wars, Guns, and Votes*, Harper.
- Dworkin, Ronald, 2000, *Sovereign Virtue*, Harvard University Press.
- Farrelly, Colin, 2007, "Justice in Ideal Theory: A Refutation," *Political Studies*, vol.55, pp.844-864.
- Fisman, Raymond, and Edward Miguel, 2008, *Economic Gangsters*, Princeton University Press.
- Fukuyama, Francis, 2011, *The Origins of Political Order*, Farrar, Straus and Giroux
- Geuss, Raymond, 2008, *Philosophy and Real Politics*, Princeton University Press.
- Goodin, Robert E., 1982, *Political Theory and Public Policy*, The University of Chicago Press.
- , 1995, "Political Ideals and Political Practice," *British Journal of Political Science*, vol.25, pp.37-56.
- Heywood, Paul M. ed., 2015, *Routledge Handbook of Political Corruption*, Routledge.
- Huntington, Samuel, 1968, *Political Order in Changing Societies*, Yale University Press.
- Leff, Francis, 1964, "Economic Development through Bureaucratic Corruption," *American Behavioral Scientist*, vol.8, pp.8-14.
- Lindblom, Charles E., 1959, "The Science of 'Muddling Through'," *Public Administration Review*, vol.19, pp.79-88.
- Merton, Robert K., 1949, *Social Theory and Social Structure*, Free Press.
- Miller, David, 1995, *On Nationality*, Oxford University Press.
- , 2011, "Taking up the Slack? Responsibility and Justice in Situations of Partial Compliance," in Zofia Stemplowska and Carl Knight (eds.), *Responsibility and Distributive Justice*, Oxford University Press, pp.230-245.
- Mulgan, Tim, 2011, *Ethics for a Broken World: Imagining Philosophy After Catastrophe*, Acumen.
- Murphy, Liam, 2000, *Moral Demands in Nonideal Theory*, Oxford University Press.
- Paldam, Martin, 2001, "Corruption and Religion: Adding to the Economic Model," *Kyklos*, vol.54, pp.383-414.
- Rawls, John, 1971, *A Theory of Justice*, Oxford University Press.
- , 1999, *A Theory of Justice*, rev.ed., Belknap Press.
- Robeyns, Ingrid, 2008, "Ideal Theory in Theory and Practice," *Social Theory and Practice*, vol.34, pp.341-362.

- Sen, Amartya, 2009, *The Idea of Justice*, Allen Lane.
- Simmons, A.J., 2010, "Ideal and Nonideal Theory," *Philosophy and Public Affairs*, vol.38, pp.5-36.
- Swift, Adam, 2008, "The Value of Philosophy in Nonideal Circumstances," *Social Theory and Practice*, vol.34, pp.363-387.
- Stemplowska, Zofia and Adam Swift, 2012, "Ideal and nonideal theory," in David Estlund (ed.), *The Oxford Handbook of Political Philosophy*, Oxford University Press, pp.373-389.
- Treisman, Daniel, 2000, "The Causes of Corruption; A Cross-National Study," *Journal of Public Economics*, vol.76, pp.399-457.
- Uslaner, Eric M., 2008, *Corruption, Inequality, and the Rule of Law*, Cambridge University Press.
- Valentini, Laura, 2012, "Ideal vs. Non-ideal Theory: A Conceptual Map," *Philosophy Compass*, vol.7, pp.654-664.
- Walzer, Michael, 1973, "Political action: the problem of dirty hands," *Philosophy and Public Affairs*, vol.2, pp.160-180.

